

【様式編】

# 水害・土砂災害の 避難確保計画

【施設名：  】

令和 年 月 日 作成

## 様式編 目 次

市町に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	防災体制	2・3	} 様式 2
5	情報収集・伝達	4	} 様式 3
6	避難誘導	5	} 様式 4
	施設周辺の避難地図	6	} 別紙 1
	屋内避難経路図	7	} 別紙 2
7	避難の確保を図るための施設の整備	8	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	8	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	9	} 様式 6
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	10	} 様式 7

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町への提出は不要

11	施設利用者緊急連絡先一覧表	11	} 様式 8
12	緊急連絡網	12	} 様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	12	} 様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	13	} 様式 11
15	防災体制一覧表	14	} 様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	15	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	16	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	17	

### 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害防止法第8条の2第1項に基づくものおよび同法に準じるものであり、本施設の利用者の水害や土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

※法に準じて位置づけされた施設についても、当該計画を市長へ報告願います。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名	休日 名	休日 名

#### 【当該施設のリスク整理表】

※該当する内容に☑、またはプルダウンメニューから選択してください。

施設で想定される災害			
<b>◆浸水想定区域図</b> <sup>※1</sup>			
<input type="checkbox"/> 浸水深			
<input type="checkbox"/> 浸水しない			
<b>◆地先の安全度マップ</b> <sup>※1</sup>			
<input type="checkbox"/> 浸水深	1/200 規模	1/100 規模	1/10 規模
<input type="checkbox"/> 浸水しない			
<b>◆土砂災害警戒区域等</b> <sup>※2</sup>			
<input type="checkbox"/> 指定されている (右のいずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 土砂災害 特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	
<input type="checkbox"/> 指定されていない			
<b>建物の構造</b>	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 非木造	
<b>建物の階数</b>	<input type="checkbox"/> 平屋	<input type="checkbox"/> 2階立て以上	
<b>屋内安全確保</b>			
例) 本〇〇施設においては、2階以上に避難することで安全が確保できるスペースや非常時の食料、環境等が一定確保できる体制がある。			

以下のURLのホームページで「浸水想定区域図」、「地先の安全度マップ」、「土砂災害警戒区域等」を表示し、当該施設のリスクを確認してから記入してください。

※1 浸水想定区域図と地先の安全度マップ 【URL】 [http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M\\_r\\_k\\_risk\\_map](http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_risk_map)

※2 土砂災害警戒区域等 【URL】 [http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M\\_d\\_risk\\_map](http://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_d_risk_map)

## 4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

※参考とする「情報の種類」に☑を入れ、河川、地点名はプルダウンメニューより選択する。

※警戒レベルに応じて実施する「活動内容」に☑を入れる。

※施設の状況に応じて追加した「活動内容」は「その他」に☑を入れ、具体的内容を括弧内に記入する。

※「活動内容」について対応する「対応者」が明確になるように「対応者」を記入する。

体制	情報の種類	活動内容	対応者
<b>警戒レベル2</b>	避難にそなえて、 避難行動の確認と準備		
<b>警戒レベル3</b>	高齢者、その他避難に 時間を要する人は避難		
<b>警戒レベル4</b>	全員安全な場所へ 避難！		
<b>警戒レベル5</b>	災害発生！命を守るため 最善の行動		

## ● 事前休業の判断について

早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の影響が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。

または午前8時の時点で、草津市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

### 事前休業の判断基準となる防災気象情報等

- 高齢者等避難
- 暴風警報又は特別警報
- 大雨警報又は特別警報
- 洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

※該当する内容に☑をいれる。その他に☑した場合は具体的内容を記入する。

収集する情報	収集方法
気象情報	
洪水予報・河川水位	
土砂災害警戒情報 土砂災害降雨危険度情報	
避難情報 (警戒レベル 3：高齢者等避難 警戒レベル 4：避難指示)	

### (参考)

しらしがメール 【URL】 <http://www.pref.shiga-info.jp>

しらしがLINE 【URL】 <https://www.pref.shiga-info.jp/ShiraLineWeb/service/index>

滋賀県土木防災情報システム 【URL】 <http://shiga-bousai.jp/sp/>

土砂災害降雨危険度 【URL】 <http://shiga-bousai.jp/dosya/mesh/SoilWarningMesh.php>

草津市メール配信サービス 【URL 携帯電話】 <https://service.sugumail.com/kusatsu/>

【URL パソコン】 <https://service.sugumail.com/kusatsu/member/>

草津市公式LINE 【URL】 [https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/koho/sns/line\\_kusatsu.html](https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/koho/sns/line_kusatsu.html)

### (2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

※必要に応じて市と情報を共有する。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市長に報告する。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。なお、避難場所の選定方法は次のとおりとする。

- (1) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」および「土砂災害警戒区域」にある施設は、原則として、立ち退き避難を選択する。
- (2) 屋内安全確保（垂直避難）が可能か確認する。
  - ① 施設が立地する地点の想定浸水深を確認する。
  - ② 施設の構造および階層を確認する。

○想定浸水深：0.5m未満	⇒ 1階以上を避難場所とする
○想定浸水深：0.5m以上3m未満	⇒ 2階以上を避難場所とする
○想定浸水深：3m以上5m未満	⇒ 3階以上を避難場所とする

### (1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。なお、早期に避難することを基本とするが、悪天候の中の避難や、夜間の避難となった場合、危険をとまなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合は、屋内で安全確保できる空間等を避難場所とする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1または別紙2」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離、移動時間及び移動手段は、以下のとおりとする。

### (4) 避難支援要員

避難場所までの避難支援要員は、〇〇人とする。詳細は、防災体制一覧表のとおりとする。

※ 避難場所の名称、移動距離、移動手段などを記入する。

※ 移動手段は該当する項目に☑を入れる。

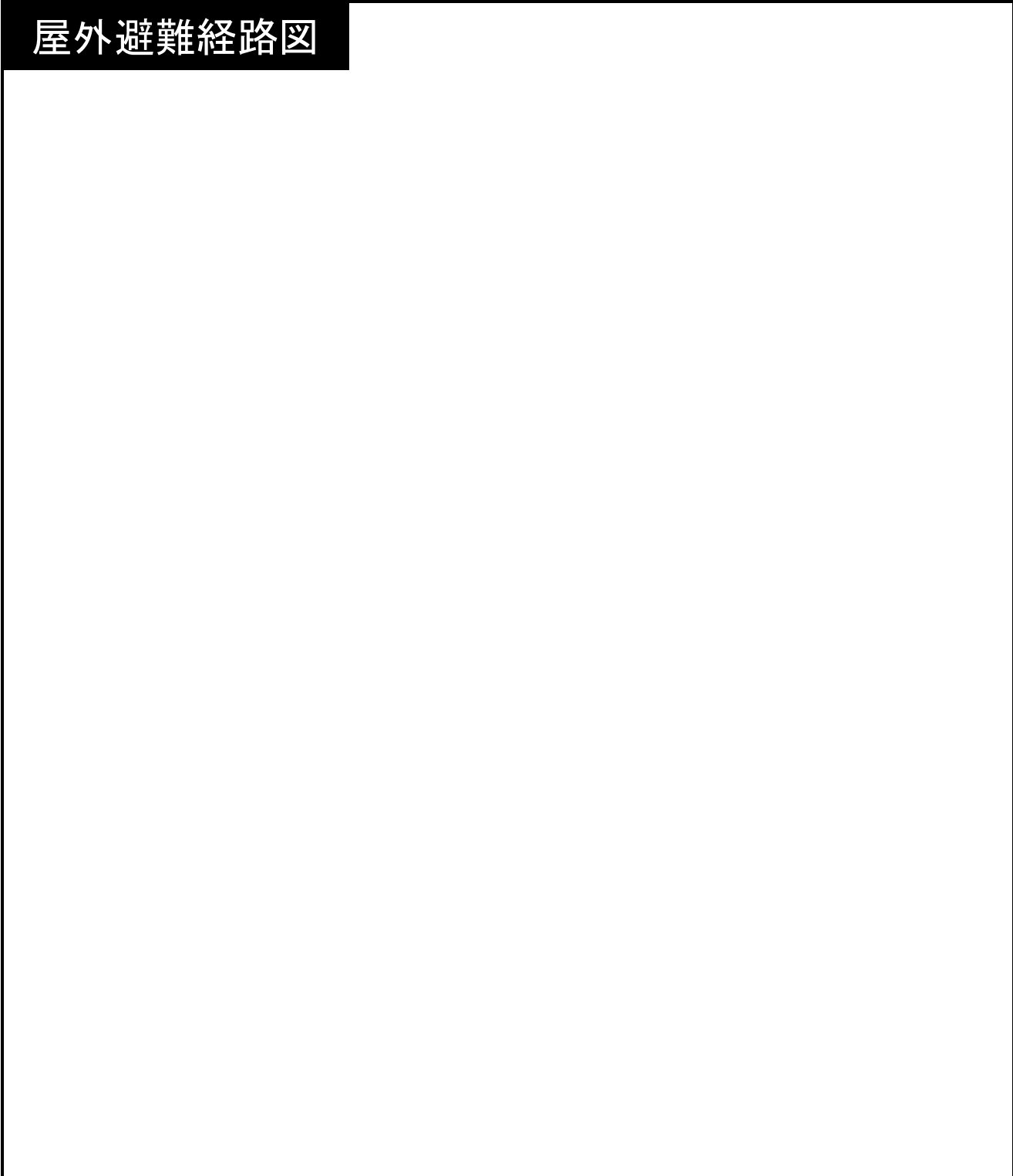
	名 称	移動距離	移動時間	移動手段
避難場所	草津市〇〇「〇〇」 (施設の住所および名称を記載ください。)	(            ) m	☐徒歩〇分 ☐車両〇分	☐徒歩 ☐車両(        )台
屋内安全確保	本施設〇階	/	〇分	/

**【施設周辺の避難経路図】**

洪水時（土砂災害警戒時）の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深（土砂災害警戒区域等）から、以下の場所とする。

※避難経路を記入する「地先の安全度マップ」（1/200）は以下の URL のホームページで確認

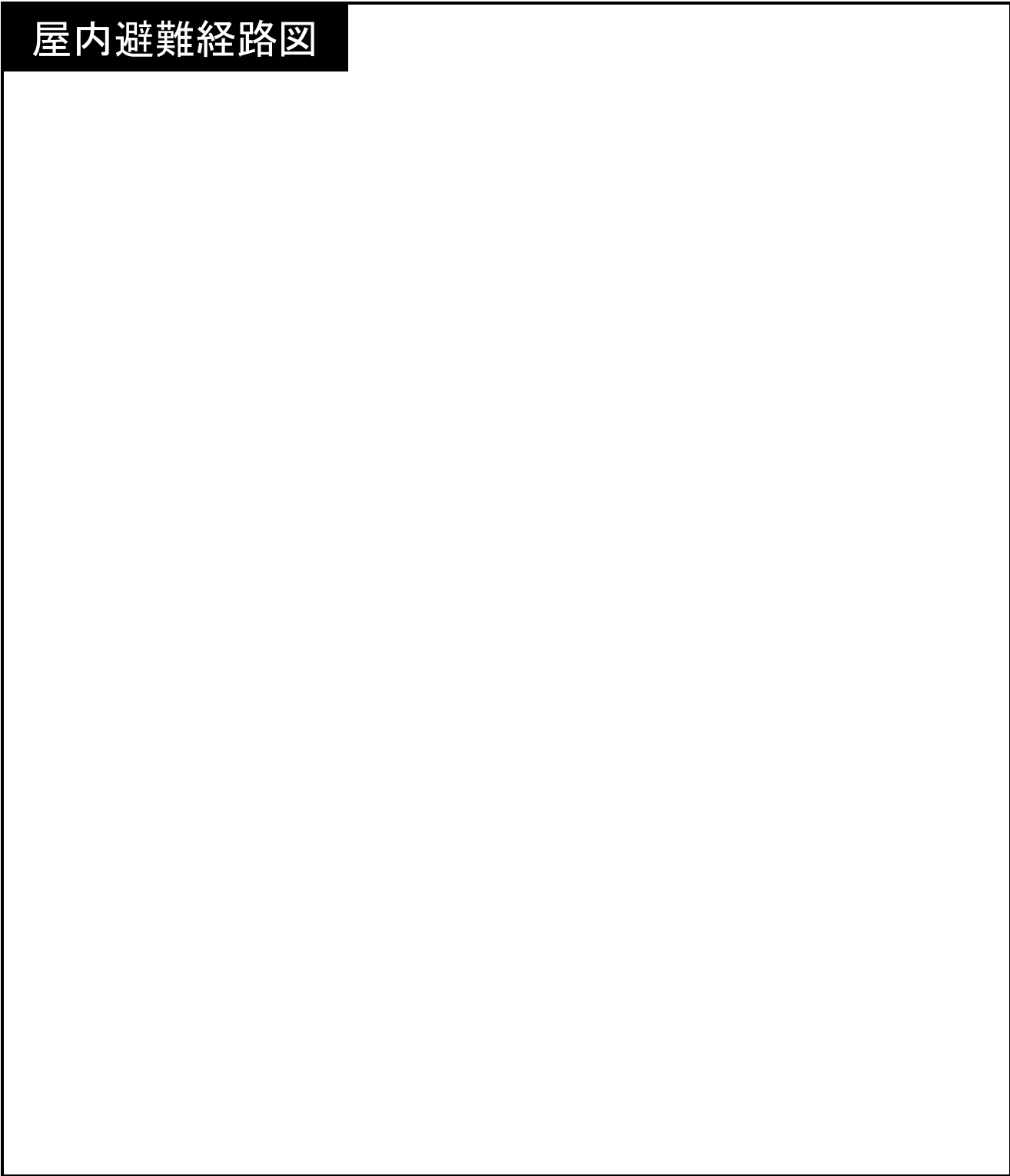
【URL】 [https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M\\_r\\_k\\_d\\_risk\\_map](https://shiga-bousai.jp/dmap/map/index?l=M_r_k_d_risk_map) で確認。



**屋外避難経路図**



【施設内の避難経路図】



## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

### 避難確保資器材一覧

※該当する内容に☑を記入する。その他に☑した場合は具体的内容を記入する。  
 ※施設内の一時避難について、1人あたりの水、食料の数量をプルダウンメニューから選択する。  
 ※波線箇所には数量を記入する。

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	
避難誘導	
施設内の 一時避難	
要配慮者	
乳幼児	
衛生用品	
その他	

浸水を防ぐための対策

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ・教育及び訓練の実施の指揮は、〇〇（氏名を記入）が行う。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

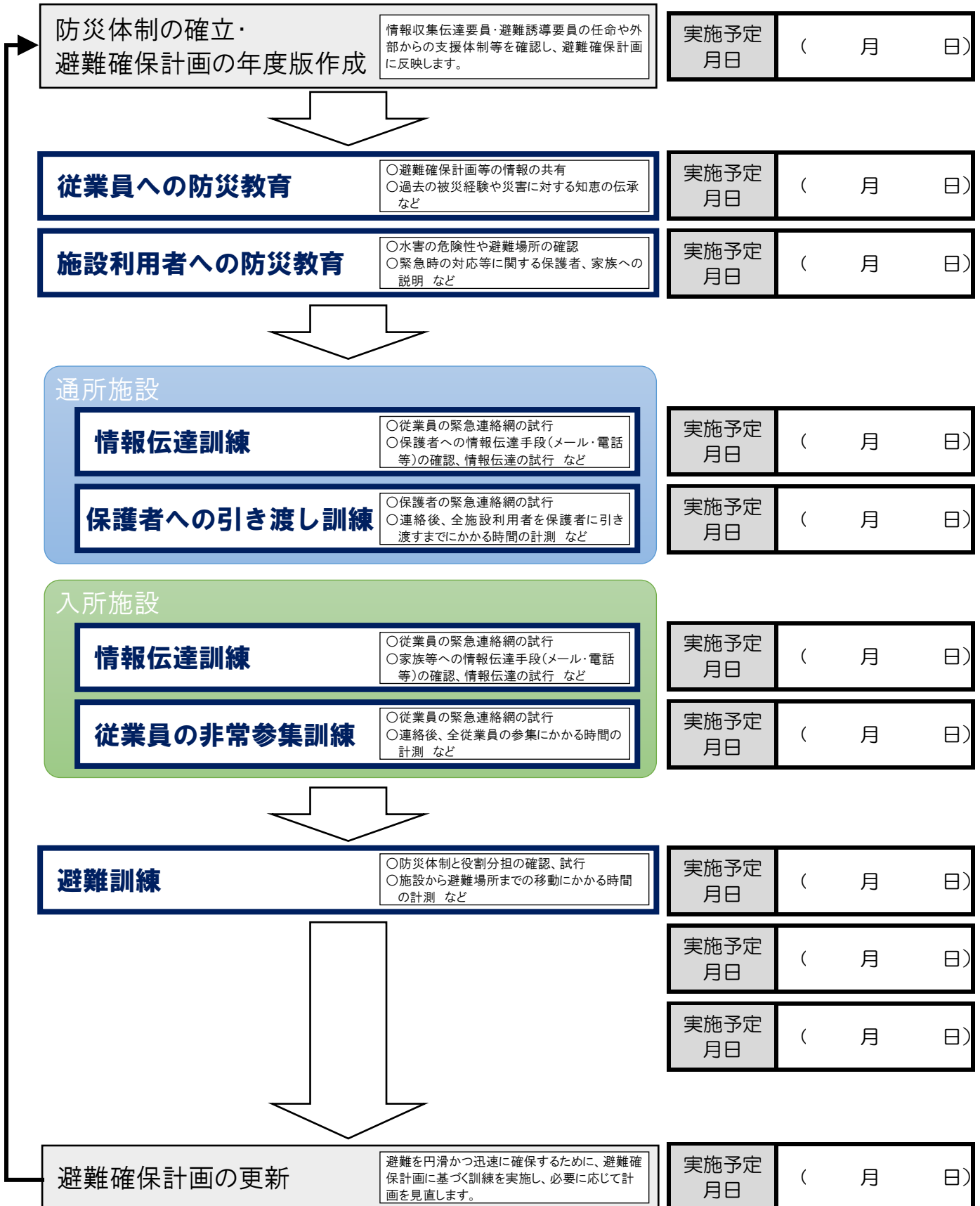
※自衛水防組織を設置する場合には、別添「自衛水防組織活動要領（案）」を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別表 1・2 を作成してください。

設置されない場合は、様式 12 の「防災体制一覧表」を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町長へ報告する。

## 10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



## 11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

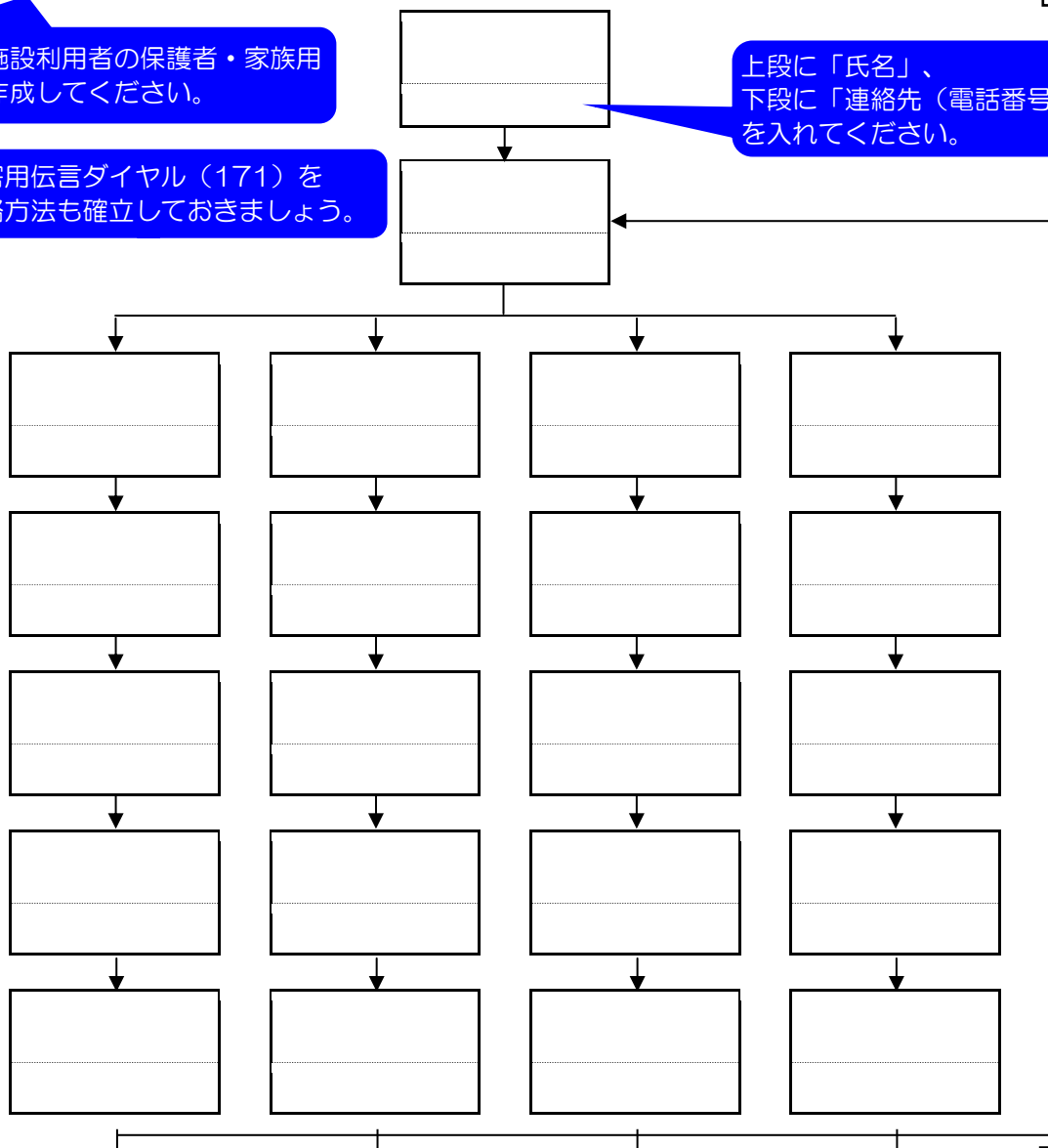
## 12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

上段に「氏名」、  
下段に「連絡先（電話番号）」  
を入れてください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。



## 13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町（防災担当）					
市町（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					
電力会社					
ガス会社					
水道					
通信会社					

## 14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

### 避難場所へ移動

1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要 5. そのほか

### そのほかの対応

6. 自宅に帰宅 7. 病院に搬送 8. そのほか

管理権限者 ( ) (代行者 )

情報収集 伝達要員	担当者	役割
避難誘導 要員	担当者	役割
救出救援 要員	役職及び氏名	任務
給食給水 要員	役職及び氏名	任務



## 別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する  
場合のみ作成

### （自衛水防組織の編成）

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### （自衛水防組織の運用）

- 第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する  
場合のみ作成

管理権限者 ( ) (代行者 )

総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務

避難 誘導班	役職及び氏名	任 務

救出 救援班	役職及び氏名	任 務

給食 給水班	役職及び氏名	任 務

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	
避難誘導班	